

諮問番号：平成 29 年度諮問第 1 号

答申番号：平成 29 年度答申第 1 号

答 申 書

第 1 審査会の結論

宇城市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）に係る平成 28 年 11 月 4 日付け審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

熊本地震で被災し居住していた借家に住めなくなり、義援金等を受給したが、みなし仮設住宅や今後の予定が決まっていない中で、義援金等の収入があったとの理由で保護が廃止になるのは納得できない。本件処分の取消しを求める。

2 審査庁

（1）結論

審理員意見書のとおり、本件審査請求は棄却されるべきである。

（2）理由

「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和 38 年 4 月 1 日 社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）（第 10 の 12）により、おおむね 6 か月を超えて保護を要しない状態が続くときに保護の廃止を行うこととなる。本件において、処分庁は審査請求人が被災者生活再建支援金及び義援金を受領したことで 6 か月を超えて保護を要しない状態が続くことを確認し、本件処分を行っている。当該手続については、事前に自立更生計画書を徴し、自立更生に必要な費用を認定したうえで要否判定を行っており、適正である。

第 3 審理員意見書の要旨

1 結論

本件審査請求には理由がないため、棄却されるべきである。

2 理由

(1) 生活保護に関する基準について

本件処分に係る生活保護の事務については、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）課長通知及び「平成28年熊本地震による被災者の生活保護の取扱いについて」（平成28年4月27日厚生労働省社会・援護局保護課保護係長事務連絡）により準用される「東日本大震災による被災者の生活保護の取扱いについて（その3）」（平成23年5月2日社援保発0502第2号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「保護課長通知（その3）」という。）に基づいて行われている。

(2) 本件処分の適法性について

処分庁は、審査請求人が受給した被災者生活再建支援金及び義援金のうち、次官通知第8の3の(3)のオの「自立更生のためにあてられる額」（以下「自立更生費」という。）を控除した残額について収入認定の対象となること、自立更生費として控除できるかどうかについては処分庁が検討し、決定することを審査請求人に対して説明していると判断できる。

処分庁は、審査請求人が被災者生活再建支援金及び義援金を受領するに当たって提出した自立更生計画書の記載額のうち、引っ越し先で必要な物

円、引っ越し費用 円、けん引免許取得費 円、大型特殊免許取得費 円、大型二種免許取得費 円を自立更生費として認定しているが、引っ越し費用は見積書の提出がなく、各種免許取得費については就労へ向けた具体的な計画の提出がないため、自立更生費として認めることはできず、この点、処分庁の判断は不適切である。

審査請求人が受領した被災者生活再建支援金及び義援金の合計 円から自立更生費として最大限認定可能な 円を控除した 円が収入充当額とみなされる一方、審査請求人が義援金を受給した10月14日以降6か月の見込まれる最低生活費は 円であり、収入充当額が上回るため、6か月を超えて最低生活が維持可能となり、法第26条により保護を廃

止するのが適切といえる。

処分庁は、審査請求人と面接して保護が廃止になることを説明のうえ本件処分決定通知書を手渡しており、法第26条の規定に基づき適切に処理されている。

第4 調査審議の経過

- 平成29年4月14日 審査庁から諮問
- 同年5月18日 第1回審議
- 同年6月16日 口頭意見陳述、第2回審議
- 同年6月30日 第3回審議
- 同年7月14日 第4回審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件審査請求に係る審理手続について

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

2 審査会の判断について

審査請求書及び当審査会が実施した口頭意見陳述(以下「意見陳述」という。)において、審査請求人は、義援金等の受領に伴う自立更生計画書の提出の経緯に不服を述べていることから、自立更生計画書の提出に至る手続及び義援金等の受領に伴う保護の要否判定に、違法又は不当な点はないかということが争点になる。以下、この点について検討する。

(1) 自立更生計画書の提出について

審査請求人は、意見陳述において、処分庁から自立更生計画書の提出を繰り返し催促されたことで、その内容を十分に検討できないまま提出した旨を述べている。そこで、処分庁が審査請求人に自立更生計画書の提出を求めた時期及び提出に至るまでの期間が妥当であったか、処分庁から審査請求人に対する自立更生計画に係る説明が妥当であったかについて検討する。

処分庁が自立更生計画書の提出を求めた時期について、処分庁から提出されたケース記録票によると、審査請求人は、同年8月24日に被災者生活

再建支援金及び義援金の支給を申請し、同年9月15日に被災者生活再建支援金を、同年10月12日に義援金を受領している。一方、処分庁が自立更生計画書の提出を求めたのは同年9月2日であり、義援金等の受領前であるが、自立更生のためにあてられる額がなければ義援金等の全額が収入として認定されることを考慮すると（次官通知第8の3の（3）のオ）、処分庁が義援金等の支給前の同年9月2日に自立更生計画書の提出を求めたことが、時期として不当に早かったとはいえない。

また、自立更生計画書の提出に至るまでの期間については、ケース記録票によると、平成28年9月2日に処分庁が自立更生計画書の提出を求め、その後2回対面して提出を促し、同年10月12日に審査請求人から自立更生計画書が提出されており、その間、1か月以上の期間がある。地震から半年近く経った時期で、同年9月15日には被災者生活再建支援金の支給があり、同月26日には審査請求人が希望する転居先を示しており、自立に向けた準備を始めていることがうかがえる。こうした経緯等をみると、審査請求人は、この1か月の間に、自らの自立更生について検討することができたものと認められ、期間として不当に短かったとはいえない。

したがって、自立更生計画書の提出を求めた時期及び提出に至るまでの期間は、いずれも不当であったとはいえない。

処分庁の自立更生計画に係る説明について、審査請求人は、意見陳述で「具体的な話はなかった」と述べている。

しかしながら、上記のとおり、処分庁は自立更生計画書の提出に関して審査請求人と4回面談しており、提出された計画書には、引っ越し先で必要な物の費用から各種免許の取得費まで幅広く記載されていることからすると、審査請求人が自立更生費と考えるものがほぼ同計画に記載されていることがうかがえ、自立更生計画に係る処分庁の説明が不十分であったとは言い難い。

以上により、審査請求人の自立更生計画書の提出に当たって、処分庁が行った手続は不当であったとは言い難い。

（2）保護の要否判定について

ア 判断の根拠となる法令、通知等

保護課長通知（その３）の１は、義援金等の収入認定の取扱いは次官通知第８の３の（３）のオに従い、自立更生費を収入として認定しないこととし、その超える額を収入として認定することとしている。

課長通知（第１０の１２）は、法第２６条による保護の廃止をすべき場合について、「収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね６か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき」としている。

イ 事実の認定と法令、通知等の適用

これを本件についてみると、審査請求人が、熊本地震の発生に伴い受領した被災者生活再建支援金及び義援金は、保護課長通知（その３）の１の「義援金等」の収入に該当するが、審査請求人は、引っ越し費用 円、引っ越し先で必要な物 円、けん引免許取得費 円、大型特殊免許取得費 円、大型二種免許取得費 円及び車中泊中の借金返済の額 円を記載した自立更生計画書を処分庁に提出している。

このうち、車中泊中の借金については、審査請求人が意見陳述で生活費のための借金と述べている。生活費は本来生活扶助費で賄うべきものであるから、自立更生費としては認められないとする処分庁の判断は妥当である。

その他の費用について、処分庁は、引っ越し先で必要な物、引っ越し費用及び各種免許取得費の全てを自立更生費として認めている。これに対し、審査庁は、引っ越し費用及び各種免許取得費については自立更生費として認めていない。それぞれ関係の法令、通知等を根拠ないし参考として判断したと思われるが、どちらの見解によっても、被災者生活再建支援金及び義援金の合計 円から自立更生費を控除して収入として認定し、６か月の最低生活費として見込まれる 円と対比すると収入が上回ることから、課長通知（第１０の１２）の保護を廃止すべき場合に該当することとなる。

したがって、本件の義援金等の受領に伴う保護の要否判定は、不当であったとは認められない。

以上により、本件処分に違法又は不当な点は認められないから、本件審査請求は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

熊本県行政不服審査会 第1部会

委員 出田 孝一

委員 倉田 賀世

委員 谷山 則男